

産業サイバーセキュリティ研究会 WG3
サイバーセキュリティ・サービス事業者の信頼性強化に向けた検討会 第3回
議事要旨

■ 第3回意見要旨

① 制度に関する意見

- ISMS 等の活用を検討している認証制度と本制度の認定期間のタイムスケジュールを整理してはどうか。
- 誓約書に基づき顧客への開示を求める情報について、虚偽申告を防止する対策を導入してはどうか。

② 制度における要求事項に関する意見

(委託について)

- 委託先に自社と同等のセキュリティ対策を要求していることも制度における要求事項に含めてはどうか。
- それぞれのサービスにおけるコアとなる業務を定めた上で、コア業務の再委託を禁止してはどうか。

(その他)

- 制度により認定された事業者において認定されたサービスに係る情報漏えい等のインシデントが発生した場合、政府に報告することを要求事項とするべきではないか。
- ISMS の要求事項だけでは不十分な点も存在するところ、ISMS の要求事項に加えて事業者に要求すべき事項を別途規定してはどうか。
- 制度上要求・推奨する各種審査項目について、経営者によるコミットメントを求めてはどうか。
- サービス提供事業者側の人員異動を顧客が隨時把握することは困難である一方、近年、従業員による情報漏えいはサイバー攻撃によるものと同程度との指摘もある。このため、短期間での退職が発生した場合においてサービス提供事業者が実施すべき事項(退職者の持ち出し履歴やアクセスログの調査、要注意人物としてのリスト化等)も要求事項として規定してはどうか。

③ 誓約書に基づく顧客への情報開示に関する意見

- 誓約書に基づき顧客への開示を求める情報について、開示する際のデータフォーマットを標準化や用語を定義してはどうか。
- 本制度と政府調達との関係性について整理されたい。政府調達には多様な形態があることから、運用が具体化されない場合には現場に混乱を生じさせるおそれがあり、サービス提供事業者が開示した情報の判断プロセスの整理も含めて検討されてはどうか。
- サービス提供事業者の顧客に対する開示対象に係る要求事項だけでなく、開示情報を受け取った顧客による当該情報の活用方法についても参考となるべき指針を作成してはどうか。

以上